



事務	条項	内容	委任		専決権者							備考	
					広域振興局			総合支局			地方振興局		
					広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長	総合支局長	部長		室長
[略]													
26 温泉法 (昭和23年 法律第125 号)の施行 に関する事 務	第13条第1 項	[略]											
	第14条第3 項	[略]											
	第14条第4 項	[略]											
	第27条第1 項	[略]											
	第27条第2 項	[略]											
	第29条	[略]											
	第30条第1 項	[略]											
	第31条第1 項	[略]											
[略]													
備考 [略]													

事務	条項	内容	委任		専決権者							備考	
					広域振興局			総合支局			地方振興局		
					広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長	総合支局長	部長		室長
[略]													
26 温泉法 (昭和23年 法律第125 号)の施行 に関する事 務	第15条第1 項	[略]											
	第15条第4 項において 準用する第 4条第3項	許可条 件の付 加	○	○		○				○			○
	第16条第1 項及び第17 条第1項	地位の 承継の 承認	○	○		○				○			○
	第18条第4 項	[略]											
	第18条第5 項	[略]											
	第31条第1 項	[略]											
	第31条第2 項	[略]											
	第33条	[略]											
	第34条第1 項	[略]											
	第35条第1 項	[略]											
	[略]												
備考 [略]													

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、同月 20 日から施行する。